

件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）
<p>【改正の概要】</p> <p>「地方公務員の育児休業等に関する法律」が一部改正され、配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業の承認の請求をすることができるものとする等との措置が講じられたため、「職員の育児休業等に関する条例」について次の改正を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者が育児休業をしている職員及び配偶者が専業主婦（夫）である職員についても育児休業等を取得することができるものとする。 2 子の出生の日から8週間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとする。 	
施行日	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第86号）の施行の日
<p>【その他参考事項】</p>	